

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

みやき町学校給食調理等業務委託（北茂安小学校）について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月1日

みやき町長 岡 毅

1 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 みやき町学校給食調理等業務委託（北茂安小学校）
- (2) 業 務 内 容 みやき町学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 業務の履行場所 みやき町立北茂安小学校給食室
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで

2 事業者の選定方式

公募によるプロポーザル方式

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 基本的事項

学校給食法の目的に添い、学校給食が教育の一環として、子ども達のために安全でおいしい給食を円滑にかつ安定的に提供できること。

(2) 業務遂行能力

- ① 引き続き3年以上大量調理業務（同一メニューを1回300食以上提供する調理）の実績があること。
- ② みやき町内又は佐賀県、福岡県内若しくはみやき町近郊に事業所等を有し（委託業務開始前までに設置予定の場合も含む）、本町と速やかに連絡調整が取れること。

(3) 安全衛生

- ① 会社独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ② 従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ① 過去5年以内に食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。

② 万一の事故発生に備えて損害賠償を確実にできること。

(5) 欠格事項等

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 国税（法人税、個人にあっては所得税・消費税及び地方消費税）、県税（事業税）及び市町村税を完納していない者でないこと。
- ③ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。

4 仕様書等の公表

(1) 公表方法

本業務に関する仕様書等は、みやき町のホームページで公表する。

令和7年10月1日（水）から令和7年11月6日（木）まで

(2) 公表資料

ア 本業務に関する仕様書

イ 実施要項

ウ 様式

※上記書類が必要な場合は、各自、みやき町のホームページよりダウンロードすること。

みやき町のホームページアドレス <https://www.town.miyaki.lg.jp/>

5 その他詳細事項

その他本プロポーザルの参加に必要な事項は、別紙「みやき町学校給食調理等業務委託（北茂安小学校）公募型プロポーザル実施要項」に定めるところによる。

6 担当部局（問い合わせ先）

みやき町教育委員会学校教育課

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾6436番地2

TEL：0942-89-3052（直通）

FAX：0942-89-3227

E-mail：gakokyouiku@town.miyaki.lg.jp